

令和5年5月第426回臨時福井県議会議案

福 井 県

目 次

第 45 号議案	福井県の部制に関する条例の一部改正について	(1)
第 46 号議案	専決処分につき承認を求めることについて（福井県県税条例の一部改正について）	(49)
第 47 号議案	専決処分につき承認を求めることについて（特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例 に関する条例の一部改正について）	(69)
報告第 1 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(73)
報告第 2 号	専決処分の報告について（損害賠償額の決定および和解について）	(77)

第四十五号議案

福井県の部制に関する条例の一部改正について

福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和五年五月十日提出

福井県知事 杉本 達治

福井県条例第 号

福井県の部制に関する条例の一部を改正する条例

福井県の部制に関する条例（昭和二十八年福井県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(部の設置)</p> <p>第二条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、福井県に次の部を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 未来創造部</p> <p>三 防災安全部</p> <p>四 (略)</p> <p>五 エネルギー環境部</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p> <p>八 (略)</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第二条 知事の権限に属する事務を分掌させるため、福井県に次の部を置く。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地域戦略部</p> <p>三 (略)</p> <p>四 安全環境部</p> <p>五 (略)</p> <p>六 (略)</p> <p>七 (略)</p>

<p>九 (略)</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第三条 総務部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 地方分権および市町行政一般に関する事項</p> <p>六 (略)</p> <p>第四条 未来創造部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第五条 防災安全部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 消防および防災に関する事項</p> <p>二 原子力安全対策に関する事項</p> <p>三 県民の安全に関する事項</p> <p>第六条 (略)</p> <p>第七条 エネルギー環境部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 エネルギーに関する事項</p> <p>二 環境保全に関する事項</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第十二条 (略)</p>	<p>八 (略)</p> <p>(部の分掌事務)</p> <p>第三条 総務部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>第四条 地域戦略部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方分権および市町行政一般に関する事項</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>第六条 安全環境部においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 消防および防災に関する事項</p> <p>二 原子力安全対策に関する事項</p> <p>三 県民の安全に関する事項</p> <p>四 環境保全に関する事項</p> <p>第七条 (略)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>第九条 (略)</p> <p>第十条 (略)</p> <p>(その他)</p> <p>第十一条 (略)</p>
---	--

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年五月二十二日から施行する。

(福井県環境審議会条例の一部改正)

2 福井県環境審議会条例(平成六年福井県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、エネルギー環境部において行う。

(庶務)

第八条 審議会の庶務は、安全環境部において行う。

(福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

3 福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年福井県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一号から別表第三号までの表を次のように改める。

一 総務部関係

事

務

市
町

一 地方自治法(以下この項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務

1 法第九条の五第一項の規定による新たに生じた土地の確認の届出の受理に関する事務

2 法第九条の五第二項の規定による告示に関する事務

各
市
町

二 防災安全部関係

事

務

市
町

一 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号。以下この項中「法」という。)および法の施行のための規

各
市
町

則に基づく、次に掲げる事務

- 1 法第十七条第一項の規定による火薬類（空包に限る。次号から第七号までおよび第二十一号において同じ。）の譲渡または譲受の許可に関する事務
- 2 法第十七条第三項の規定による火薬類の譲渡または譲受の許可の取消しに関する事務
- 3 法第十七条第四項の規定による火薬類の譲渡許可証等の交付に関する事務
- 4 法第十七条第六項の規定による火薬類の譲渡許可証等の有効期間の決定に関する事務
- 5 法第十七条第七項の規定による火薬類の譲渡許可証等の書換えに関する事務
- 6 法第十七条第八項の規定による火薬類の譲渡許可証等の再交付に関する事務
- 7 法第十七条第九項の規定による返納に係る火薬類の譲渡許可証等の受理に関する事務
- 8 法第二十五条第一項の規定による火薬類（空包および煙火に限る。次号から第十四号まで、第十九号および第二十号において同じ。）の消費の許可に関する事務
- 9 法第二十五条第三項の規定による火薬類の消費の許可の取消しに関する事務
- 10 法第四十三条第一項の規定による火薬類の消費場所および消費者の保管場所（知事が指示する安全な場所以外の安全な場所に限る。次号から第十四号までおよび第十九号において同じ。）の立入検査および質問に関する事務
- 11 法第四十五条第二号の規定による火薬類の貯蔵または消費の一時禁止および制限（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務
- 12 法第四十五条第三号の規定による火薬類の所在場所の変更および廃棄の命令（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務
- 13 法第四十六条第二項の規定による火薬類に係る災害発生の報告の徴収（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務

	<p>1 法第十六条の二第二項の規定による供給設備（特定供給設備以外のものに限る。）の修理等の命令に関する事務</p> <p>二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p>	各市町
	<p>14 法第四十七条の規定による火薬類に係る災害発生時の指示（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>15 法第四十八条第一項の規定による火薬類の許可の条件の付加（第一号および第八号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>16 法第五十二条第一項の規定による県公安委員会の意見の聴取（第一号および第八号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>17 法第五十二条第二項の規定による県公安委員会等への通報（第一号、第二号、第八号、第九号、第十号および第十二号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>18 法第五十二条第四項の規定による県公安委員会等からの措置要請の受理（第二号、第九号、第十号および第十二号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>19 法第五十二条第五項の規定による通報の受理（消費場所および消費者の保管場所にある火薬類に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>20 火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下この項中「省令」という。）第八十一条の十四の表十一の項の規定による火薬類の消費の許可申請書の記載事項の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>21 省令第八十一条の十四の表十五の項の規定による火薬類の所有権の取得の届出の受理に関する事務</p>	

<p>2 法第三十八条の三の規定による液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務</p> <p>3 法第八十三条第三項の規定による特定液化石油ガス設備工事の施工場所の立入検査（施工場所にある物件に係るものに限る。）および質問に関する事務（第一号に係るものに限る。）</p> <p>4 法第八十七条第一項の規定による通報（第二号に係るものに限る。）に関する事務</p>	<p>永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務（法第二条第七項に規定する液化石油ガス器具等の販売の事業を行う者に関するものに限る。）</p> <p>1 法第八十二条第一項の規定による業務等の状況に係る報告の徴収に関する事務</p> <p>2 法第八十三条第一項の規定による事務所等に係る立入検査および質問に関する事務</p> <p>3 法第八十三条の二第一項の規定による液化石油ガス器具等の提出命令に関する事務</p> <p>4 法第八十三条の二第二項の規定による損失補償に関する事務</p>	<p>各 町</p>
<p>四 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第四十条第一項の規定による業務の状況に関する報告の徴収に関する事務</p> <p>2 法第四十一条第一項の規定による事務所等への立入検査に関する事務</p> <p>3 法第四十二条第一項の規定による消費生活用製品の提出命令に関する事務</p>	<p>各 市 町</p>
<p>五 福井県青少年愛護条例（昭和三十九年福井県条例第十五号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 条例第十五条第一項の規定による自動販売機等の設置等の届出の受理に関する事務</p> <p>2 条例第十五条第二項の規定による届出事項の変更の届出および自動販売機等の設置の廃止の届出の受理に関する事務</p>	<p>各 市 町</p>

<p>3 条例第十六条第一項の規定による自動販売機等による販売または貸付け等の届出の受理に関する事務</p> <p>4 条例第十六条第二項の規定による届出事項の変更の届出および自動販売機等による販売または貸付けの廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>5 条例第十八条第一項または第二項の規定による届出済証の交付または再交付に関する事務</p> <p>6 条例第二十二條の二第一項の規定による利用カード販売業の届出の受理に関する事務</p> <p>7 条例第二十二條の二第二項の規定による届出事項の変更の届出および利用カード販売業の廃止の届出の受理に関する事務</p>	
--	--

三 エネルギー環境部関係

事	務
<p>一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第十八条第一項の規定による一般粉じん発生施設（法第二条第九項に規定する一般粉じん発生施設をいう。以下この項において同じ。）の設置の届出の受理に関する事務</p> <p>2 法第十八条第三項の規定による一般粉じん発生施設の構造等の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>3 法第十八条の二第一項の規定による現に設置している一般粉じん発生施設の届出の受理に関する事務</p> <p>4 法第十八条の四の規定による一般粉じん発生施設についての基準適合命令等に関する事務</p> <p>5 法第十八条の十三第二項において準用する法第十一条の規定による氏名の変更等の届出の受理（第一号および第三号の届出をした者に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>6 法第十八条の十三第二項において準用する法第十二条第三項の規定による地位の承継の届出の受理（第一号および第三号の届出をした者に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>7 法第二十六条第一項の規定による報告書の徴収および立入検査（前各号ならびに次号、第九号および第十</p>	<p>市 町</p> <p>あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>

<p>号に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>8 法第二十七条第二項の規定による通知の受理(一般粉じん発生施設に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>9 法第二十七条第五項の規定による協議(一般粉じん発生施設に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>10 法第二十八条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るものに限る。)に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高</p>
<p>二 騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号。以下この項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第三条第一項の規定による騒音について規制する地域の指定に関する事務</p> <p>2 法第三条第二項の規定による意見の聴取に関する事務</p> <p>3 法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>4 法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務</p> <p>5 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>6 法第二十二條の規定による協力の要求および意見の陳述(前各号に係るものに限る。)に関する事務</p> <p>7 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成十二年総理府令第十五号。以下この項中「省令」という。)第四条の規定による自動車騒音の限度の設定に関する事務</p> <p>8 省令別表備考の規定による区域の指定に関する事務</p> <p>9 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準(昭和四十三年厚生省・建設省告示第一号)別表第一号の規定による区域の指定に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高</p>
<p>三 悪臭防止法(昭和四十六年法律第九十一号。以下この項中「法」という。)に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第三条の規定による悪臭原因物の排出について規制する地域の指定に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高</p>

<p>2 法第四条第一項または第二項の規定による規制基準の設定に関する事務</p> <p>3 法第五条第一項の規定による規制地域を管轄する市町長の意見の聴取に関する事務</p> <p>4 法第五条第二項の規定による規制地域の周辺地域を管轄する市町長の意見の聴取に関する事務</p> <p>5 法第六条の規定による公示に関する事務</p> <p>6 法第二十一条第一項の規定による協力の要求（前各号に係るものに限る。）に関する事務</p>	<p>浜町、おおい町 および若狭町</p>
<p>四 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七七号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務（法第二条第五号に規定する一般粉じん発生施設（以下この項中「一般粉じん発生施設」という。）のみが設置されている工場または一般粉じん発生施設と同条第三号に規定する騒音発生施設もしくは同条第六号に規定する振動発生施設が併設されている工場に関するものに限る。）</p> <p>1 法第三条第三項の規定による公害防止統括者の選任等の届出の受理に関する事務</p> <p>2 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の選任等の届出の受理に関する事務</p> <p>3 法第六条第二項において準用する法第三条第三項の規定による公害防止管理者の代理者選任等の届出の受理に関する事務</p> <p>4 法第六条の二第二項の規定による地位の承継の届出の受理に関する事務</p> <p>5 法第十条の規定による公害防止統括者等の解任命令に関する事務</p> <p>6 法第十一条第一項の規定による報告の徴収および立入検査に関する事務</p>	<p>あわら市、坂井市、永平寺町、池田町、南越前町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>五 振動規制法（昭和五十一年法律第六十四号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第三条第一項の規定による振動を防止することにより生活環境を保全する必要があると認める地域の指定に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町</p>

<p>2 法第三条第二項の規定による意見の聴取に関する事務</p> <p>3 法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>4 法第四条第一項の規定による規制基準の設定に関する事務</p> <p>5 法第四条第三項において準用する法第三条第三項の規定による公示に関する事務</p> <p>6 法第二十条の規定による協力の要求および意見の陳述（前各号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>7 振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号。以下この項中「省令」という。）第十二条ただし書の規定による道路交通振動の限度の設定に関する事務</p> <p>8 省令別表第一付表第一号の規定による区域の指定に関する事務</p> <p>9 省令別表第二備考一の規定による区域の指定および同表備考二の規定による時間の設定に関する事務</p>	<p>および若狭町</p>
<p>六 環境基本法（平成五年法律第九十一号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第十六条第二項の規定による地域の指定（騒音に係る環境基準について（平成十年環境庁告示第六十四号）に基づく地域の指定に限る。）に関する事務</p>	<p>永平寺町、越前町、美浜町、高浜町、おおい町および若狭町</p>
<p>七 土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号。以下この項中「法」という。）に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第三条第一項本文の規定による汚染の状況についての調査の結果の報告の受理に関する事務</p> <p>2 法第三条第一項ただし書の規定による健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認に関する事務</p> <p>3 法第三条第三項の規定による有害物質使用特定施設の使用が廃止された旨等の通知に関する事務</p> <p>4 法第三条第四項の規定による報告または報告の内容の是正の命令に関する事務</p> <p>5 法第三条第五項の規定による土地の利用の方法に係る変更の届出の受理に関する事務</p> <p>6 法第三条第六項の規定による確認の取消しに関する事務</p>	<p>鯖江市</p>

- 7 法第三条第七項の規定による土地の形質の変更の届出の受理に関する事務
- 8 法第三条第八項の規定による汚染の状況の調査等の命令に関する事務
- 9 法第四条第一項の規定による土地の形質の変更の届出の受理に関する事務
- 10 法第四条第二項の規定による汚染の状況についての調査の結果の受理に関する事務
- 11 法第四条第三項または第五条第一項の規定による汚染の状況の調査等の命令に関する事務
- 12 法第五条第二項の規定による調査の実施および公告に関する事務
- 13 法第六条第一項の規定による汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域の指定に関する事務
- 14 法第六条第二項の規定による公示に関する事務
- 15 法第六条第四項の規定による要措置区域の指定の解除に関する事務
- 16 法第六条第五項において準用する同条第二項の規定による公示に関する事務
- 17 法第七条第一項の規定による汚染除去等計画の作成および提出の指示に関する事務
- 18 法第七条第二項の規定による汚染除去等計画の提出の命令に関する事務
- 19 法第七条第三項の規定による変更後の汚染除去等計画の受理に関する事務
- 20 法第七条第四項の規定による汚染除去等計画の変更の命令に関する事務
- 21 法第七条第五項の規定による期間の短縮および短縮後の期間の通知に関する事務
- 22 法第七条第八項の規定による実施措置の命令に関する事務
- 23 法第七条第九項の規定による実施措置の報告の受理に関する事務
- 24 法第七条第十項の規定による汚染の除去等の措置の実施および公告に関する事務
- 25 法第十一条第一項の規定による土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定に関する事務
- 26 法第十一条第二項の規定による形質変更時要届出区域の指定の解除に関する事務

- 27 法第十一条第三項において準用する法第六条第二項の規定による公示に関する事務
- 28 法第十二条第一項から第三項までの規定による形質変更時要届出区域内における土地の形質の変更の届出の受理に関する事務
- 29 法第十二条第一項第一号の規定による土地の形質の変更の施行および管理に関する方針の確認に関する事務
- 30 法第十二条第四項の規定による土地の形質の変更の種類等の届出の受理に関する事務
- 31 法第十二条第五項の規定による土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更の命令に関する事務
- 32 法第十四条第一項および第二項の規定による土地の区域についての指定の申請の受理に関する事務
- 33 法第十四条第三項の規定による土地の区域についての指定に関する事務
- 34 法第十四条第四項の規定による報告または資料の徴収および立入検査（前二号に係るものに限る。）に関する事務
- 35 法第十五条第一項の規定による台帳の調製および保管に関する事務
- 36 法第十五条第三項の規定による台帳の閲覧に関する事務
- 37 法第十六条第一項の規定による土壌の汚染状態が基準に適合することの認定に関する事務
- 38 法第十六条第一項から第三項までの規定による汚染土壌の搬出に係る届出の受理に関する事務
- 39 法第十六条第四項または第十九条の規定による措置命令に関する事務
- 40 法第二十条第六項および第九項の規定による汚染土壌の運搬または処理状況の把握の結果に係る届出の受理に関する事務
- 41 法第五十四条第一項および第三項の規定による報告の徴収および立入検査（前各号に係るものに限る。）に関する事務
- 42 法第五十五条の規定による協議に関する事務

- 43 法第五十六条第二項の規定による協力の要求および意見の陳述（前各号に係るものに限る。）に関する事務
- 44 法第六十一条第一項の規定による汚染の状況およびその汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれに関する情報の収集、整理、保存および提供に関する事務
- 45 法第六十一条第二項の規定による公共施設等を設置しようとする土地が基準に該当するか否かを把握させることに関する事務
- 46 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下この項中「省令」という。）第一条第一項ただし書の規定による報告の期限の延長に関する事務
- 47 省令第三条第三項の規定による特定有害物質の種類に関する事務
- 48 省令第十六条第五項の規定による地位の承継の届出の受理に関する事務
- 49 省令第二十一条の規定による確認の取消しの通知に関する事務
- 50 省令第二十五条第五号の規定による調査の実施および土地の指定に関する事務
- 51 省令第三十六条の三第一項の規定による汚染除去等計画の受理に関する事務
- 52 省令第四十三条第一号の規定による帯水層がない旨の確認に関する事務
- 53 省令第四十三条第三号または第四号の規定による土地の形質の変更の施行方法が基準に適合する旨の確認に関する事務
- 54 省令第四十四条第五項の規定による確認の取消しおよび通知に関する事務
- 55 省令第四十九条の二第一項第七号の規定による認定に関する事務
- 56 省令第五十条第一項第一号の規定による帯水層がない旨の確認に関する事務
- 57 省令第五十条第一項第三号の規定による土地の形質の変更の施行方法が基準に適合する旨の確認に関する事務

事務

<p>58 省令第五十条第二項において準用する省令第四十四条第五項の規定による確認の取消しおよび通知に関する事務</p> <p>59 省令第五十二条の五第一項の規定による施行管理方針の確認に係る土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出の受理に関する事務</p> <p>60 省令第五十二条の六第一項および第二項の規定による施行管理方針の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>61 省令第五十二条の七第一項の規定による施行管理方針の廃止の届出の受理に関する事務</p> <p>62 省令第五十二条の七第三項の規定による汚染の状況の把握に関する事務</p> <p>63 省令第五十二条の八第一項の規定による施行管理方針の確認の取消しに関する事務</p> <p>64 省令第五十二条の八第二項の規定による汚染の状況の把握に関する事務</p> <p>65 省令第五十八条第二項の規定による帳簿および図面の調製に関する事務</p> <p>66 省令第五十八条第三項の規定による帳簿および図面の消除ならびに帳簿および図面の調製に関する事務</p> <p>67 省令第五十八条第十項の規定による帳簿の訂正に関する事務</p> <p>68 省令第五十九条の二第二項第三号イの規定による要措置区域外から土壌が搬入された場合の届出の受理に関する事務</p> <p>69 省令別表第八の一の項第一号口および同項第二号ホならびに同表の四の項第一号ニおよび同項第二号ホの規定による測定の結果の報告の受理に関する事務</p>	<p>各市町</p>
<p>八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第九条第一項の規定による鳥獣（法第二条第七項に規定する狩猟鳥獣（ツキノワグマの場合にあっては、人または家畜に危害を及ぼすおそれのあるときに限る。）、鳥類（狩猟鳥獣のうち鳥類に限る。）のひな、ダイサギ、コサギ、トビ、ドバト、ウソ、オナガおよびニホンザルに限る。）の捕獲等（生活環境、農</p>	<p>各市町</p>

- 林水産業または生態系に係る被害の防止を目的とする場合に限る。)の許可に関する事務
- 2 法第九条第四項の規定による許可の有効期間の決定(前号に係るものに限る。)に関する事務
 - 3 法第九条第五項の規定による条件の付加(第一号に係るものに限る。)に関する事務
 - 4 法第九条第七項の規定による同項の許可証(第一号に係るものに限る。以下この項において「許可証」という。)の交付に関する事務
 - 5 法第九条第八項の規定による同項の従事者証(第一号に係るものに限る。以下この項において「従事者証」という。)の交付に関する事務
 - 6 法第九条第九項の規定による許可証および従事者証の再交付に関する事務
 - 7 法第九条第十一項の規定による返納に係る許可証および従事者証の受理に関する事務
 - 8 法第九条第十三項の規定による報告の受理(第一号に係るものに限る。)に関する事務
 - 9 法第十条第二項の規定による許可の取消し(第一号に係るものに限る。)に関する事務
 - 10 法第十九条第一項の規定による飼養の登録に関する事務
 - 11 法第十九条第三項の規定による同項の登録票(以下この項において「登録票」という。)の交付に関する事務
- 事務
- 12 法第十九条第五項の規定による登録の有効期間の更新に関する事務
 - 13 法第十九条第六項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付に関する事務
 - 14 法第二十条第三項の規定による登録鳥獣の譲受けまたは引受けの届出の受理に関する事務
 - 15 法第二十一条第一項の規定による返納に係る登録票の受理に関する事務
 - 16 法第二十二条第二項の規定による登録の取消しに関する事務
 - 17 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収(第一号に係るものに限る。)に関する事務

<p>18 法第七十五条第三項の規定による立入検査（第一号または第十号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>19 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下この項中「省令」という。）第七条第十一項の規定による許可証に係る住所等の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>20 省令第七条第十二項の規定による従事者証に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>21 省令第七条第十三項の規定による許可証の亡失の届出の受理に関する事務</p> <p>22 省令第七条第十四項の規定による従事者証の亡失の届出の受理に関する事務</p> <p>23 省令第二十条第五項の規定による登録票に係る住所等の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>24 省令第二十条第六項の規定による登録票の亡失の届出の受理に関する事務</p>	<p>勝山市</p>
<p>九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第十五条第四項の規定による指定猟法禁止区域内における指定猟法による鳥獣の捕獲等の許可（前項第一号に規定する鳥獣の捕獲等に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>2 法第十五条第十一項において準用する法第九条第四項の規定による許可の有効期間の決定（前号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>3 法第十五条第六項の規定による条件の付加（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>4 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第九条第七項の規定による同項の指定猟法許可証（以下この項において「指定猟法許可証」という。）の交付（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>5 法第十五条第七項の規定による指定猟法許可証（前号に係るものに限る。）の再交付に関する事務</p> <p>6 法第十五条第九項の規定による返納に係る指定猟法許可証（第四号または前号に係るものに限る。）の受理に関する事務</p>	<p>勝山市</p>

<p>7 法第十五条第十項の規定による措置命令に関する事務</p> <p>8 法第十五条第十一項において読み替えて準用する法第十条第二項の規定による許可の取消し（第一号に係るものに限る。）に関する事務</p> <p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）第十五条第六項の規定による指定猟法許可証（第四号または第五号に係るものに限る。）に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関する事務</p> <p>10 省令第十五条第七項の規定による指定猟法許可証（第四号または第五号に係るものに限る。）の亡失の届出の受理に関する事務</p>	
<p>十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）および法の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 法第二十四条第一項の規定による販売禁止鳥獣等の販売の許可に関する事務</p> <p>2 法第二十四条第三項の規定による許可の有効期間の決定に関する事務</p> <p>3 法第二十四条第四項の規定による条件の付加に関する事務</p> <p>4 法第二十四条第五項の規定による同項の販売許可証（以下この項において「販売許可証」という。）の交付に関する事務</p> <p>5 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付に関する事務</p> <p>6 法第二十四条第八項の規定による返納に係る販売許可証の受理に関する事務</p> <p>7 法第二十四条第九項の規定による措置命令に関する事務</p> <p>8 法第二十四条第十項の規定による許可の取消しに関する事務</p> <p>9 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）第二十条第五項の規定による販売許可証に係る住所または氏名の変更の届出の受理に関する事務</p>	<p>福井市、小浜市、鯖江市および越前市</p>

<p>10 省令第二十四条第六項の規定による販売許可証の亡失の届出の受理に関する事務</p>	<p>各市町（福井市を除く。）</p>
<p>十一 福井県公害防止条例（平成八年福井県条例第四号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務（悪臭に係る特定施設に関するものに限る。）</p> <p>1 条例第二十二条から第二十四条まで、第二十七条ならびに第三十一条第一項において準用する第十九条第三項および第三十一条第二項において準用する第二十一条の規定による届出の受理に関する事務</p> <p>2 条例第二十五条および第二十八条第一項の規定による勧告に関する事務</p> <p>3 条例第二十六条第二項において準用する第十七条第二項の規定による同条第一項に規定する期間の短縮に関する事務</p> <p>4 条例第二十九条第一項および第三十条第一項の規定による命令に関する事務</p> <p>5 条例第五十条の規定による報告の徴収に関する事務</p> <p>6 条例第五十一条第一項の規定による立入検査に関する事務</p> <p>7 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの</p>	<p>各市町（福井市を除く。）</p>
<p>十二 福井県公害防止条例（以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <p>1 条例第十三条から第十五条まで、第十八条、第十九条第三項（条例第三十一条第一項および第三十八条において準用する場合を含む。）、第二十一条（条例第三十一条第二項において準用する場合を含む。）、第二十二條から第二十四条まで、第二十七条、第三十二条第一項および第三項、第三十四条第二項ならびに第三十五条から第三十七条までの規定による届出の受理に関する事務</p> <p>2 条例第十六条、第二十条第一項、第二十九条第一項、第三十条第一項、第三十二条第二項、第四十条第三項および第四十三条第二項の規定による命令に関する事務</p>	<p>福井市</p>

<p>十三 福井県アスベストによる健康被害の防止に関する条例（平成十七年福井県条例第六十七号。以下この項中「条例」という。）および条例の施行のための規則に基づく、次に掲げる事務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 条例第十条第一項および第三項、第十一条第一項、第十五条、第十六条第三項、第二十条第一項および第三項、第二十一条第二項ならびに第二十二条の規定による届出の受理に関する事務 2 条例第十二条の規定による勧告に関する事務 3 条例第十三条、第十八条第一項および第二十条第二項の規定による命令に関する事務 4 条例第十四条第二項の規定による期間の短縮に関する事務 5 条例第二十六条第一項の規定によるアスベスト吹付け材使用建築物等に関する台帳の整備（アスベスト吹付け材使用建築物に係るものを除く。）に関する事務 6 条例第二十七条の規定による報告の徴収に関する事務 7 条例第二十八条第一項の規定による立入検査に関する事務 8 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	<p>福井市</p>
<ol style="list-style-type: none"> 3 条例第十七条第二項（条例第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による期間の短縮に関する事務 4 条例第二十五条、第二十八条第一項、第三十九条、第四十条第二項および第四十三条第一項の規定による勧告に関する事務 5 条例第五十条の規定による報告の徴収に関する事務 6 条例第五十一条第一項の規定による立入検査に関する事務 7 前各号に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	

(福井県手数料徴収条例の一部改正)

4 福井県手数料徴収条例(平成十二年福井県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>(指定試験機関等への納付)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の表の上欄に掲げる試験を受けようとするものまたは同欄に掲げる事務に係る申請等をしようとするものは、同表の下欄に掲げる指定試験機関等が当該試験または事務を行う場合は、当該試験または事務の区分に応じ、それぞれ当該指定試験機関等に当該手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p>		<p>(指定試験機関等への納付)</p> <p>第三条 前条第一項の規定により手数料を納付すべき者のうち、次の表の上欄に掲げる試験を受けようとするものまたは同欄に掲げる事務に係る申請等をしようとするものは、同表の下欄に掲げる指定試験機関等が当該試験または事務を行う場合は、当該試験または事務の区分に応じ、それぞれ当該指定試験機関等に当該手数料を納付しなければならない。この場合において、当該手数料は、当該指定試験機関等の収入とする。</p>	
試験または事務	指定試験機関等	試験または事務	指定試験機関等
一 (略)	(略)	一 (略)	(略)
二 別表第二号の表九の項の危険物取扱者試験	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関	二 別表第四号の表九の項の危険物取扱者試験	消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十三条の七第二項に規定する指定試験機関
三 別表第二号の表十五の項の消防設備士試験	消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関	三 別表第四号の表十五の項の消防設備士試験	消防法第十七条の十一第三項に規定する指定試験機関
四 別表第二号の表二十六の項の丙種火薬類製造保安責任者免許または火薬類取扱保安責任者免許に係る試験	火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関	四 別表第四号の表二十六の項の丙種火薬類製造保安責任者免許または火薬類取扱保安責任者免許に係る試験	火薬類取締法(昭和二十五年法律第百四十九号)第三十一条の三第一項に規定する指定試験機関
五 別表第二号の表四十の項の製造保安責任者試験	高圧ガス保安協会	五 別表第四号の表三十九の項の製造保安責任者試験	高圧ガス保安協会
六 別表第二号の表四十一の項の販売主任者試験	高圧ガス保安協会	六 別表第四号の表四十の項の販売主任者試験	高圧ガス保安協会
七 別表第二号の表七十二の項の液化石油ガス設備士試験	高圧ガス保安協会	七 別表第四号の表七十六の項の液化石油ガス設備士試験	高圧ガス保安協会
八 二十 (略)	(略)	八 二十 (略)	(略)

別表（第二条、第三条関係）

一 総務部関係		
事務の区分	名称	金額
一〇三（略）	（略）	（略）
四 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十條の二第二項の規定に基づく収支報告書等（同法第十二條第一項もしくは第十七條第一項の規定による報告書または同法第十九條の十四の規定による政治資金監査報告書をいう。）の写しの交付	収支報告書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付 用紙一枚につき 十円
五 政治資金規正法第十九條の十六第十五項の規定に基づく少額領収書等の写しの交付	少額領収書等の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付 用紙一枚につき 十円

別表（第二条、第三条関係）

一 総務部関係		
事務の区分	名称	金額
一〇三（略）	（略）	（略）

別表第二号の表を次のように改める。

二 防災安全部関係

事務の区分	名称	金額
一 消防法第十一条第一項前段の規定に基づく移送取扱所の設置の許可の申請に対する審査	移送取扱所設置許可申請手数料	次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 危険物を移送するための配管の延長（当該配管の起点または終点が二以上ある場合には、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のものを。以下この項、二の項、三の項、四の項および十一の項において同じ。）が十五メートル以下の移送取扱所（危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上のものを除く。） 二万千円

<p>二 消防法第十一条第一項後段の規定に基づく移送取扱所の位置、構造または設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>移送取扱所位置等変更許可申請手数料</p>	<p>2 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 八万七千円 3 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 八万七千円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルまたは十五キロメートルに満たない端数を増すごとに二万二千円を加えた額</p>
<p>三 消防法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱所の設置の許可に係る完成検査</p>	<p>移送取扱所設置完成検査手数料</p>	<p>一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の二分の一に相当する額</p>
<p>四 消防法第十一条第五項の規定に基づく移送取扱所の位置、構造または設備の変更の許可に係る完成検査</p>	<p>移送取扱所位置等変更完成検査手数料</p>	<p>一の項の下欄に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の四分の一に相当する額</p>
<p>五 消防法第十一条第五項ただし書の規定に基づく移送取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査</p>	<p>移送取扱所仮使用承認申請手数料</p>	<p>五千四百円</p>
<p>六 消防法第十三条の二第三項の規定に基づく危険物取扱者免状の交付</p>	<p>危険物取扱者免状交付手数料</p>	<p>二千九百円</p>
<p>七 危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第三十四条の規定に基づく危険物取扱者免状の書換え</p>	<p>危険物取扱者免状書換え手数料</p>	<p>2 1 2以外のもの 七百円 2 危険物の規制に関する政令第三十三条第五号に掲げる事項に係る書換え 千六百円</p>

八 危険物の規制に関する政令第三十五条第一項の規定に基づく危険物取扱者免状の再交付	危険物取扱者免状再交付手数料	千九百円
九 消防法第十三条の第三項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	危険物取扱者試験手数料	1 甲種危険物取扱者試験 六千六百元 2 乙種危険物取扱者試験 四千六百元 3 丙種危険物取扱者試験 三千七百元
十 消防法第十三条の二十三の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習	危険物取扱者保安講習手数料	四千七百元
十一 消防法第十四条の三第一項の規定に基づく移送取扱所の保安に関する検査	移送取扱所保安検査手数料	次に掲げる移送取扱所の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が〇・九五メガパスカル以上であつて、かつ、危険物を移送するための配管の延長が七キロメートル以上十五キロメートル以下の移送取扱所 七万円 2 危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルを超える移送取扱所 七万円 七万円に危険物を移送するための配管の延長が十五キロメートルまたは十五キロメートルに満たない端数を増すごとに一万七千円を加えた額
十二 消防法第十七条の七第一項の規定に基づく消防設備士免状の交付	消防設備士免状交付手数料	二千九百円
十三 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五の規定に基づく消防設備士免状の書換え	消防設備士免状書換え手数料	1 2以外のもの 七百円 2 消防法施行令第三十六条の四第五号に掲げる事項に係る書換え 千六百元
十四 消防法施行令第三十六条の六第一項の規定に基づく消防設備士免状の再交付	消防設備士免状再交付手数料	千九百円
十五 消防法第十七条の八第三項の	消防設備士試験手数料	1 甲種消防設備士試験 五千七百元

<p>規定に基づく消防設備士試験の実施</p>	<p>消防設備士講習手数料</p>	<p>2 乙種消防設備士試験</p> <p>三千八百円</p>
<p>十六 消防法第十七条の十の規定に基づく工事整備対象設備等の工事または整備に関する講習</p>	<p>消防設備士講習手数料</p> <p>七千円</p>	
<p>十七 火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）第六條第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第三條に規定する火薬類の製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類製造許可申請手数料</p> <p>二十二万円</p>	
<p>十八 火薬類取締法第五條の規定に基づく火薬類の販売営業の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類販売営業許可申請手数料</p> <p>二万五千円 十一万円</p>	<p>2 1 競技用紙雷管のみについての販売営業の許可</p>
<p>十九 火薬類取締法第十二條第一項の規定に基づく火薬庫の設置または移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬庫設置等許可申請手数料</p> <p>七万三千円</p>	
<p>二十 火薬類取締法第十二條第一項の規定に基づく火薬庫の構造または設備の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬庫構造等変更許可申請手数料</p> <p>八千三百円</p>	
<p>二十一 火薬類取締法施行令第十六條第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第十五條第一項または第二項に規定する火薬類の製造施設の完成検査</p>	<p>製造施設完成検査手数料</p> <p>四万円</p>	
<p>二十二 火薬類取締法第十五條第一項または第二項の規定に基づく火薬庫の完成検査</p>	<p>火薬庫完成検査手数料</p> <p>四万円 二万三千円</p>	<p>2 1 設置または移転の工事に係るもの 構造または設備の変更の工事に係るもの</p>

<p>二十三 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づく火薬類の譲渡しの許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類譲渡許可申請手数料</p>	<p>千二百円</p>
<p>二十四 火薬類取締法第十七条第一項の規定に基づく火薬類の譲受けの許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類譲受許可申請手数料</p>	<p>1 火工品のみの譲受けの許可の申請に係る審査 二千四百円 2 1以外の譲受けの許可の申請に係る審査 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (一) 申請に係る火薬類（火工品を除く。）の数量が二十五キログラム以下の場合 三千五百円 (二) その他の場合 六千九百円</p>
<p>二十五 火薬類取締法第二十四条第一項の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査</p>	<p>火薬類輸入許可申請手数料</p>	<p>1 申請に係る火薬および爆薬の数量が二十五キログラム以下の場合 一万二千元 2 その他の場合 二万五千元</p>
<p>二十六 火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状に係る試験の実施</p>	<p>火薬類保安責任者試験手数料</p>	<p>一万八千元</p>
<p>二十七 火薬類取締法第三十一条第三項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状の交付</p>	<p>火薬類保安責任者免状交付手数料</p>	<p>二千四百円</p>
<p>二十八 火薬類取締法第三十一条第七項において準用する同法第十七条第八項の規定に基づく丙種火薬類製造保安責任者免状または火薬類取扱保安責任者免状の再交付</p>	<p>火薬類保安責任者免状再交付手数料</p>	<p>二千四百円</p>
<p>二十九 火薬類取締法施行令第十六条第一項第一号の規定に基づく火薬類取締法第三十五条第一項に規定する特定施設に係る保安検査または同項の規定に基づく火薬庫に</p>	<p>保安検査手数料</p>	<p>四万千円</p>

<p>係る保安検査</p>	<p>三十 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第五条第一項の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス製造許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する者（2に掲げる者を除く。） 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 処理容積（圧縮、液化その他の方法で一日に処理することができるガスの容積をいう。以下この項、三十一の項および四十二の項において同じ。）が千立方メートル以上の設備 五十六万円</p> <p>(二) 処理容積が百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 三十四万円</p> <p>(三) 処理容積が五十立方メートル以上百立方メートル未満の設備 二十二万円</p> <p>(四) 処理容積が十立方メートル以上五十立方メートル未満の設備 十四万円</p> <p>(五) 処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満の設備 十一万円</p> <p>(六) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 八万六千円</p> <p>(七) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 六万八千円</p> <p>(八) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 五万四千円</p> <p>(九) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 三万千円</p> <p>2 同号に該当する者であつて移動式製造設備（高圧ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。三十一の項および四十二の項において同じ。）のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 処理容積が千立方メートル以上の設備 九万千円</p> <p>(二) 処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 七万五千円</p> <p>(三) 処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備 六万円</p>
---------------	--	----------------------	--

	<p>三十一 高圧ガス保安法第十四条第一項の規定に基づく高圧ガス製造のための施設の位置、構造もしくは設備の変更の工事または製造をする高圧ガスの種類もしくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス製造施設等変更許可申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>1 高圧ガス保安法第五条第一項第一号に該当する同項の許可を受けた者（2に掲げる者を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 変更後の処理容積が変更前の処理容積（当該変更が設備の全部または一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合にあっては、変更前の処理容積から当該撤去する設備に係る処理容積を控除した容積。以下この項において同じ。）に比して千万立方メートル以上増加する場合 三十七万円</p> <p>(二) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上千万立方メートル未満増加する場合 二十二万円</p> <p>(三) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合 十五万円</p>	
			<p>3 同条第一項第二号に該当する者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 冷凍能力が三千トン以上の設備 十一万円</p> <p>(二) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 八万七千円</p> <p>(三) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 六万八千円</p> <p>(四) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 五万四千円</p> <p>(五) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 三万六千円</p> <p>(十) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 七千四百円</p> <p>(九) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一万千円</p> <p>(八) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 一万三千円</p> <p>(七) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 一万六千円</p> <p>(六) 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 二万七千円</p> <p>(五) 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 二万七千円</p> <p>(四) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 四万四千円</p>	

- 2
- (十) 同号に該当する同条第一項の許可を受けたものであつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をする場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- (一) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上増加する場合 六万五千円
 - (二) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 五万三千円
 - (三) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して百万立方メートル以上五百立方メートル未満増加する場合 四万四千円
 - (四) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五十万立方メートル以上百万立方メートル未満増加する場合 三万千円
 - (五) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して十万立方メートル以上五十万立方メートル未満増加する場合 一万八千円
 - (六) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満増加する場合 一万四千円
 - (七) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満増加する場合 一万二千円
 - (八) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して千立方メートル以上五千立方メートル未満増加する場合 九千二百円
 - (九) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル以上千立方メートル未満増加する場合 八千二百円
 - (十) 変更後の処理容積が変更前の処理容積に比して二百立方メートル未満増加する場合 五千円

	<p>三十四 高压ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づく完成検査（高压ガス保安協会または同条第一項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。）</p>	<p>高压ガス製造施設等完成検査申請手数料</p>	<p>三十の項、三十一の項、三十二の項または三十三の項の金額の欄に規定する区分に応じ、それぞれ当該手数料の額の四分の三に相当する額（高压ガス保安法第五条第一項または第十四条第一項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であって、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第三十七条の三第一項の完成検査を受け、同法第三十七条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあっては、六千円）</p>
<p>三十三 高压ガス保安法第十九条第一項の規定に基づく第一貯蔵所の位置、構造または設備の変更の工事の許可の申請に対する審査</p>	<p>第一貯蔵所位置等変更許可申請手数料</p>	<p>1 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 一万四千元 2 その他の場合 一万円</p>	
<p>三十二 高压ガス保安法第十六条第一項の規定に基づく高压ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>第一貯蔵所設置許可申請手数料</p>	<p>1 変更後の貯蔵容積が変更前の貯蔵容積に比して増加する場合 二万五千元 2 その他の場合 一万六千元</p>	
		<p>3 その他の場合 三千二百円</p>	<p>(一) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力（当該変更が設備の全部または一部を撤去し、当該撤去する設備に代えて新たに設備を設置するものである場合）にあっては、変更前の冷凍能力から当該撤去する設備に係る冷凍能力を控除した能力。以下この項において同じ。）に比して三千トン以上増加する場合 六万九千元 (二) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して千トン以上三千トン未満増加する場合 六万二千元 (三) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して三百トン以上千トン未満増加する場合 五万五千元 (四) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン以上三百トン未満増加する場合 三万八千元 (五) 変更後の冷凍能力が変更前の冷凍能力に比して百トン未満増加する場合 三万円 (六) その他の場合 一万六千元</p>

<p>三十五 高圧ガス保安法第二十二條第一項の規定に基づく輸入をした高圧ガスおよびその容器の検査</p>	<p>高圧ガス輸入検査手数料</p>	<p>1 容積千立方メートル以上（液化ガスにあっては、質量十トン以上）の高圧ガスに係る検査 二万七千円 2 容積三百立方メートル以上千立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量三トンを上十トン未満）の高圧ガスに係る検査 二万千円 3 容積三百立方メートル未満（液化ガスにあっては、質量三トン未満）の高圧ガスに係る検査 一万三千円</p>
<p>三十六 高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の交付</p>	<p>高圧ガス製造保安責任者免状交付手数料</p>	<p>三千四百円</p>
<p>三十七 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく製造保安責任者免状の再交付</p>	<p>高圧ガス製造保安責任者免状再交付手数料</p>	<p>二千四百円</p>
<p>三十八 高圧ガス保安法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の交付</p>	<p>高圧ガス販売主任者免状交付手数料</p>	<p>三千四百円</p>
<p>三十九 高圧ガス保安法第二十九條の規定に基づく販売主任者免状の再交付</p>	<p>高圧ガス販売主任者免状再交付手数料</p>	<p>二千四百円</p>
<p>四十 高圧ガス保安法施行令第十八條第二項第一号の規定に基づく高圧ガス保安法第三十一條第二項に規定する製造保安責任者試験の実施</p>	<p>高圧ガス製造保安責任者試験手数料</p>	<p>1 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六條第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合（以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。）にあっては、一万千円） 2 丙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、九千八百円） 3 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千六百円（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、</p>

	<p>四十一 高圧ガス保安法第三十一条 第二項の規定に基づく販売主任者 試験の実施</p>	<p>高圧ガス販売主任者試験手 数料</p>	<p>1 一万千円) 4 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万千 六百元(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつ ては、一万千円) 5 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 一万三 百元(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあつて は、九千八百円)</p>
<p>四十二 高圧ガス保安法第三十五条 第一項の規定に基づく特定施設の 保安検査(高圧ガス保安協会また は同項第一号に規定する指定保安 検査機関が行うものを除く。)</p>	<p>保安検査手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める額 1 高圧ガス保安法第五條第一項第一号に該当する同項の許可を受 けた者(2に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、 それぞれ次に定める額 (一) 処理容積が千立方メートル以上の設備 六十一万円 (二) 処理容積が百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設 備 三十七万円 (三) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の 設備 二十五万円 (四) 処理容積が十立方メートル以上五十万立方メートル未満の 設備 十五万円 (五) 処理容積が二万五千立方メートル以上十立方メートル未満 の設備 十二万円 (六) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満 の設備 九万五千円 (七) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 七万五千円 (八) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 六万円 (九) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 三万三千円</p>	

<p>四十三 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十四条第一項に規定する容器検査（高圧ガス保安協会または同項に規定する指定容器検査機関（以下この項、四十</p>	
<p>高圧ガス容器検査または高圧ガス容器再検査の手数料</p>	
<p>1 温度零下五十度以下の液化ガスを充てんするための容器に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 内容積千リットル以上の容器 一個につき 一万六千円に千リットルまたは千リットルに満たない端数を増すごとに千六百元を加えた額</p>	<p>2 同号に該当する同項の許可を受けた者であつて移動式製造設備のみを使用して高圧ガスの製造をするもの 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 処理容積が千立方メートル以上の設備 九万五千円</p> <p>(二) 処理容積が五百万立方メートル以上千万立方メートル未満の設備 八万円</p> <p>(三) 処理容積が百万立方メートル以上五百万立方メートル未満の設備 六万四千円</p> <p>(四) 処理容積が五十万立方メートル以上百万立方メートル未満の設備 四万七千円</p> <p>(五) 処理容積が十万立方メートル以上五十万立方メートル未満の設備 三万円</p> <p>(六) 処理容積が二万五千立方メートル以上十万立方メートル未満の設備 二万二千元</p> <p>(七) 処理容積が五千立方メートル以上二万五千立方メートル未満の設備 二万円</p> <p>(八) 処理容積が千立方メートル以上五千立方メートル未満の設備 一万五千元</p> <p>(九) 処理容積が二百立方メートル以上千立方メートル未満の設備 一万二千元</p> <p>(十) 処理容積が百立方メートル以上二百立方メートル未満の設備 七千七百元</p> <p>3 同項第二号に該当する同項の許可を受けた者 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 冷凍能力が三千トン以上の設備 十二万円</p> <p>(二) 冷凍能力が千トン以上三千トン未満の設備 九万五千円</p> <p>(三) 冷凍能力が三百トン以上千トン未満の設備 七万六千円</p> <p>(四) 冷凍能力が百トン以上三百トン未満の設備 六万円</p> <p>(五) 冷凍能力が二十トン以上百トン未満の設備 四万二千元</p>

四の項および四十六の項において「指定容器検査機関」という。)
 十八條第二項第四号の規定に基づく同法第四十九條第一項に規定する容器再検査(高压ガス保安協会、指定容器検査機関または容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。)

- (二) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
 - 一個につき 一万六千円
- (三) 内容積五百リットル未満の容器
 - 一個につき 六千六百円
- 2 纖維強化プラスチック複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器または圧縮水素自動車燃料装置用容器(1に規定する容器を除く。)に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (一) 内容積百五十リットル以上の容器
 - 一個につき 三百二十円に十リットルまたは十リットルに満たない端数を増すごとに五十七円を加えた額
 - (二) 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器
 - 一個につき 三百二十円
 - (三) 内容積五十リットル以上三十リットル未満の容器
 - 一個につき 二百六十円
 - (四) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器
 - 一個につき 百六十円
 - (五) 内容積一リットル未満の容器
 - 一個につき 百五十円
- 3 高強度鋼容器(1または2に規定する容器を除く。)に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - (一) 内容積三十リットル以上の容器
 - 一個につき 二百十円に十リットルまたは十リットルに満たない端数を増すごとに三円を加えた額
 - (二) 内容積五十リットル以上三十リットル未満の容器
 - 一個につき 二百十円
 - (三) 内容積一リットル以上五リットル未満の容器
 - 一個につき 百六十円
 - (四) その他の容器に係る容器検査または容器再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - 一個につき 百四十円
- 4 内容積千リットル以上の容器
 - (一) 内容積千リットル以上の容器
 - 一個につき 七千百円に千リットルまたは千リットルに満たない端数を増すごとに三百八十円を加えた額
 - (二) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器
 - 一個につき 七千百円
 - (三) 内容積百五十リットル以上五百リットル未満の容器
 - 一個につき 七千百円

	<p>四十六 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第三号の規定に基づく高圧ガス保安法第五十四条第二項に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類または圧力の変更に係る刻印等（高圧ガス保安協会または指定容器検査機関が行うものを除く。）</p>	<p>高圧ガスの種類または圧力の変更の刻印等手数料</p>	<p>容器一個につき 千四百円</p>
<p>四十五 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第八号の規定に基づく高圧ガス保安法第五十条第三項に規定する容器検査所の登録または登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>高圧ガス容器検査所登録申請または高圧ガス容器検査所登録更新申請の手数料</p>	<p>高圧ガス容器検査所登録申請または高圧ガス容器検査所登録更新申請の手数料</p>	<p>一万六千円</p>
<p>四十四 高圧ガス保安法施行令第十八条第二項第六号の規定に基づく高圧ガス保安法第四十九条の第二項に規定する附属品検査（高圧ガス保安協会または指定容器検査機関が行うものを除く。）または同令第十八条第二項第七号の規定に基づく同法第四十九条の第一項に規定する附属品再検査（高圧ガス保安協会、指定容器検査機関または容器検査所の登録を受けた者が行うものを除く。）</p>	<p>高圧ガス附属品検査または高圧ガス附属品再検査の手数料</p>	<p>1 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器または圧縮水素運送自動車用容器に装置される附属品に係る附属品検査または附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 内容積百五十リットル以上の容器 一個につき 三十一円</p> <p>(二) 内容積百五十リットル未満の容器 一個につき 二十四円</p> <p>2 その他の容器に装置される附属品に係る附属品検査または附属品再検査 次に掲げる容器の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(一) 内容積千リットル以上の容器 一個につき 千円</p> <p>(二) 内容積五百リットル以上千リットル未満の容器 一個につき 五百四十円</p> <p>(三) 内容積五百リットル未満の容器 一個につき 二十一円</p>	<p>四 内容積三十リットル以上百五十リットル未満の容器 一個につき 八百円</p> <p>五 内容積五リットル以上三十リットル未満の容器 一個につき 二百十円</p> <p>六 内容積一リットル以上五リットル未満の容器 一個につき 百七十円</p> <p>七 内容積一リットル未満の容器 一個につき 八十円</p>

<p>四十七 武器等製造法（昭和二十八年法律第百四十五号）第十七条第一項の規定に基づく猟銃等の製造の事業の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等製造事業許可申請手数料</p>	<p>八万五千元</p>
<p>四十八 武器等製造法第十九条第一項の規定に基づく猟銃等の販売の事業の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等販売事業許可申請手数料</p>	<p>七万三千元</p>
<p>四十九 武器等製造法第二十条において準用する同法第八条第一項の規定に基づく猟銃等の製造の種類の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等製造種類変更許可申請手数料</p>	<p>三万六千元</p>
<p>五十 武器等製造法第二十条において準用する同法第八条第一項の規定に基づく猟銃等の販売の種類の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等販売種類変更許可申請手数料</p>	<p>二万五千元</p>
<p>五十一 武器等製造法第二十条において準用する同法第十二条第一項の規定に基づく猟銃等の製造工場の移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等製造工場移転許可申請手数料</p>	<p>七万八千元</p>
<p>五十二 武器等製造法第二十条において準用する同法第十二条第一項の規定に基づく猟銃等の販売事業場の移転の許可の申請に対する審査</p>	<p>猟銃等販売事業場移転許可申請手数料</p>	<p>六万千元</p>
<p>五十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三条第一項の規定に基づく液化石油ガス販売事業の登録の申請に対する審査</p>	<p>液化石油ガス販売事業登録申請手数料</p>	<p>三万千元</p>
<p>五十四 液化石油ガスの保安の確保</p>	<p>液化石油ガス販売事業者登録</p>	<p>一通につき 六百三十円</p>

<p>及び取引の適正化に関する法律第 三条の二第三項の規定に基づく液 化石油ガス販売事業者登録簿の贈 本の交付</p>	<p>録簿贈本交付手数料</p>	
<p>五十五 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律第 三条の二第三項の規定に基づく液 化石油ガス販売事業者登録簿を閲 覧に供する事務</p>	<p>液化石油ガス販売事業者登 録簿閲覧手数料</p>	<p>一回につき 四百六十円</p>
<p>五十六 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律第 二十九条第一項の規定に基づく保 安機関の認定の申請に対する審査</p>	<p>保安機関認定申請手数料</p>	<p>三万四千円と六千九百円に新たに 行う保安業務区分の数を乗じ て得た額との合計額</p>
<p>五十七 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律第 三十二条第一項の規定に基づく保 安機関の認定の更新の申請に対す る審査</p>	<p>保安機関認定更新申請手 数料</p>	<p>一万四千円と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額と の合計額</p>
<p>五十八 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律第 三十三条第一項の規定に基づく保 安機関の保安業務に係る一般消費 者等の数の増加の認可の申請に対 する審査</p>	<p>一般消費者等の数の増加認 可申請手数料</p>	<p>二万円と六千九百円に保安業務区分の数を乗じて得た額との合 計額</p>
<p>五十九 液化石油ガスの保安の確保 及び取引の適正化に関する法律第 三十五条の六第一項の規定に基づ く保安確保機器の設置および管理 の方法の認定の申請に対する審査</p>	<p>液化石油ガス販売事業者認 定申請手数料</p>	<p>1 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数 が千戸未満の場合 五万五千円 2 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数 が千戸以上一万戸未満の場合 八万円 3 当該申請を行う者が販売契約を締結している一般消費者等の数 が一万戸以上の場合 九万八千円</p>
<p>六十 液化石油ガスの保安の確保及</p>	<p>貯蔵施設等設置許可申請手</p>	<p>二万千円に貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額</p>

<p>び取引の適正化に関する法律第三十六條第一項の規定に基づく貯蔵施設または特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>六十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の二第一項の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造もしくは設備の変更または特定供給設備の位置、構造、設備もしくは装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>六十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の三第一項の規定に基づく同法第三十六條第一項の許可に係る貯蔵施設または特定供給設備の完成検査（高圧ガス保安協会および同項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。六十六の項において同じ。）</p>	<p>六十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の三第一項の規定に基づく同法第三十七條の二第一項の許可に係る貯蔵施設または特定供給設備の完成検査（高圧ガス保安協会および同項に規定する指定完成検査機関が行うものを除く。六十七の項において同じ。）</p>	<p>六十四 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七條の四第一項の規定に基づく充てん設備による液化石油ガス</p>
<p>数料</p>	<p>貯蔵施設等変更許可申請手数料</p>	<p>貯蔵施設または特定供給設備の完成検査手数料</p>	<p>貯蔵施設または特定供給設備の変更完成検査手数料</p>	<p>充てん設備許可申請手数料</p>
<p>一万五千円に変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額</p>	<p>三万千円に貯蔵施設または特定供給設備（高圧ガス保安法第二十条第一項または第三項の規定に基づき完成検査を受け、または自ら行い、同法第八条第一号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じた額と五千八百円に完成検査合格施設である貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>二万四千円に変更に係る貯蔵施設または特定供給設備（完成検査合格施設であるものを除く。）の数を乗じて得た額と五千八百円に完成検査合格施設である変更に係る貯蔵施設または特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額</p>	<p>二万八千円に充てん設備の数を乗じて得た額</p>	

<p>の充てんの許可の申請に対する審査</p>	<p>六十五 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七条の二第一項の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備または装置の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>充てん設備変更許可申請手数料</p>	<p>一万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p>
<p>六十六 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第四項において準用する同法第三十七条の三第一項の規定に基づく同法第三十七条の四第一項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>充てん設備設置完成検査手数料</p>	<p>三万六千円に充てん設備の数を乗じて得た額</p>	
<p>六十七 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の四第四項において準用する同法第三十七条の三第一項の規定に基づく同法第三十七条の四第三項において準用する同法第三十七条の二第一項の許可に係る充てん設備の完成検査</p>	<p>充てん設備設置変更完成検査手数料</p>	<p>二万七千円に変更に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p>	
<p>六十八 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十七条の六第一項の規定に基づく充てん設備の保安検査（高压ガス保安協会および同項に規定する指定保安検査機関が行うものを除く。）</p>	<p>充てん設備保安検査手数料</p>	<p>二万七千円に検査に係る充てん設備の数を乗じて得た額</p>	

事務の区分	名称	金額
<p>一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項の規定に基づ</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の許可 十三万円</p>
<p>六十九 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の交付</p>	<p>液化石油ガス設備士免状交付手数料</p>	<p>三千三百円</p>
<p>七十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項および第五項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の再交付</p>	<p>液化石油ガス設備士免状再交付手数料</p>	<p>二千三百円</p>
<p>七十一 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の四第一項および第五項の規定に基づく液化石油ガス設備士免状の書換え</p>	<p>液化石油ガス設備士免状書換え手数料</p>	<p>千二百円</p>
<p>七十二 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第三十八条の五第二項の規定に基づく液化石油ガス設備士試験の実施</p>	<p>液化石油ガス設備士試験手数料</p>	<p>（電子情報処理組織により受験願書を提出する場合）は、 二万二千七百円</p>

備考 十七の項から二十の項まで、二十三の項から二十五の項まで、三十の項から三十三の項までおよび四十七の項から五十二の項までの上欄に掲げる事務に係る申請をしようとする者が国である場合にあつては、「許可」を「承認」と読み替えるものとする。

別表第四号の表を次のように改める。
四 エネルギー環境部関係

<p>く一般廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査</p>		<p>2 その他の一般廃棄物処理施設の設置の許可 十一万円</p>
<p>二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条の二の二第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の検査</p>	<p>一般廃棄物処理施設定期検査手数料</p>	<p>3万三千元</p>
<p>三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設の許可に係る事項の変更の許可 十二万円 2 その他の一般廃棄物処理施設の許可に係る事項の変更の許可 十万円</p>
<p>四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料</p>	<p>三万三千元</p>
<p>五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の二の四第二項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料</p>	<p>二万円</p>
<p>六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の五第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料</p>	<p>六万八千円</p>
<p>七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条の六第一項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査</p>	<p>一般廃棄物処理施設設置者合併または分割認可申請手数料</p>	<p>六万八千円</p>
<p>八 廃棄物の処理及び清掃に関する</p>	<p>二以上の事業者による産業</p>	<p>十四万七千円</p>

<p>法律第十二条の七第一項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理特例認定申請手数料</p>	<p>十三万四千円</p>
<p>九 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の七第七項の規定に基づく二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>二以上の事業者による産業廃棄物処理特例変更認定申請手数料</p>	<p>八万千円</p>
<p>十 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</p>	<p>七万三千円</p>
<p>十一 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第二項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</p>	<p>十万円</p>
<p>十二 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処分業許可申請手数料</p>	<p>九万四千円</p>
<p>十三 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第七項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処分業許可更新申請手数料</p>	<p>七万千円</p>
<p>十四 産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料</p>	<p>七万千円</p>

<p>十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処分業変更許可申請手数料</p>	<p>九万二千元</p>
<p>十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請手数料</p>	<p>八万千元</p>
<p>十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第二項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料</p>	<p>七万四千元</p>
<p>十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第六項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物処分業許可申請手数料</p>	<p>十万元</p>
<p>十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第七項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物処分業許可更新申請手数料</p>	<p>九万五千元</p>
<p>二十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>特別管理産業廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料</p>	<p>七万二千元</p>
<p>二十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業</p>	<p>特別管理産業廃棄物処分業変更許可申請手数料</p>	<p>九万五千元</p>

<p>分業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>二十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請に対する審査</p>	<p>二十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の二第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の検査</p>	<p>二十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>二十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の申請に対する審査</p>	<p>二十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の三の三第二項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者の認定の更新の申請に対する審査</p>	<p>二十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の五第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け等の許可の申請に対する審査</p>
	<p>産業廃棄物処理施設設置許可申請手数料</p>	<p>産業廃棄物処理施設定期検査手数料</p>	<p>産業廃棄物処理施設変更許可申請手数料</p>	<p>産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定申請手数料</p>	<p>産業廃棄物処理施設の熱回収施設設置者認定更新申請手数料</p>	<p>産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料</p>
<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可 2 その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可 2 その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可</p>	<p>三万三千元</p>	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可 2 その他の産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可</p>	<p>三万三千元</p>	<p>二万円</p>	<p>六万八千円</p>

<p>二十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四において準用する同法第九条の六第一項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併または分割の認可の申請に対する審査</p>	<p>産業廃棄物処理施設設置者 合併または分割認可申請手数料</p>	<p>六万八千円</p>
<p>二十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十条の二第一項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>廃棄物再生事業者登録申請手数料</p>	<p>四万円</p>
<p>三十 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成十三年法律第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づく第一種フロン類充填回収業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>第一種フロン類充填回収業者登録申請手数料</p>	<p>2 1 新規の場合 更新の場合 五千元 四千元</p>
<p>三十一 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第三条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査</p>	<p>指定調査機関指定申請手数料</p>	<p>三万九百円</p>
<p>三十二 土壤汚染対策法第二十二條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業許可申請手数料</p>	<p>二十四万円</p>
<p>三十三 土壤汚染対策法第二十二條第四項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業許可更新申請手数料</p>	<p>二十二万四千元</p>
<p>三十四 土壤汚染対策法第二十三條第一項の規定に基づく汚染土壤処理業の許可に係る事項の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壤処理業変更許可申請手数料</p>	<p>二十二万二千元</p>

<p>三十五 土壤汚染対策法第二十七条の二第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の譲渡および譲受の承認の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壌処理業譲渡および譲受承認申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>三十六 土壤汚染対策法第二十七条の三第一項の規定に基づく汚染土壌処理業者である法人の合併または分割の承認の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壌処理業者合併または分割承認申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>三十七 土壤汚染対策法第二十七条の四第一項の規定に基づく汚染土壌処理業の相続の承認の申請に対する審査</p>	<p>汚染土壌処理業相続承認申請手数料</p>	<p>十二万円</p>
<p>三十八 土壤汚染対策法第三十二条第一項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査</p>	<p>指定調査機関指定更新申請手数料</p>	<p>二万四千八百円</p>
<p>三十九 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第四十二条第一項の規定に基づく引取業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>引取業者登録申請手数料</p>	<p>四千元</p>
<p>四十 使用済自動車の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定に基づく引取業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>引取業者登録更新申請手数料</p>	<p>三千五百円</p>
<p>四十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律第五十三条第一項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の申請に対する審査</p>	<p>フロン類回収業者登録申請手数料</p>	<p>五千元</p>
<p>四十二 使用済自動車の再資源化等</p>	<p>フロン類回収業者登録更新</p>	<p>四千元</p>

<p>に関する法律第五十三条第二項の規定に基づくフロン類回収業者の登録の更新の申請に対する審査</p>	<p>申請手数料</p>	
<p>四十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第一項の規定に基づく解体業の許可の申請に対する審査</p>	<p>解体業許可申請手数料</p>	<p>七万八千円</p>
<p>四十四 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十条第二項の規定に基づく解体業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>解体業許可更新申請手数料</p>	<p>七万円</p>
<p>四十五 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第一項の規定に基づく破砕業の許可の申請に対する審査</p>	<p>破砕業許可申請手数料</p>	<p>八万四千元</p>
<p>四十六 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十七条第二項の規定に基づく破砕業の許可の更新の申請に対する審査</p>	<p>破砕業許可更新申請手数料</p>	<p>七万七千元</p>
<p>四十七 使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十条第一項の規定に基づく破砕業の事業の範囲の変更の許可の申請に対する審査</p>	<p>破砕業変更許可申請手数料</p>	<p>六万七千元</p>
<p>四十八 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第四十一条の規定に基づく狩猟免許の申請に対する審査</p>	<p>狩猟免許申請手数料</p>	<p>1 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十九条各号に掲げる者の狩猟免許 三千九百元 2 その他の者の狩猟免許 五千二百円</p>
<p>四十九 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四十</p>	<p>狩猟免許再交付手数料</p>	<p>千円</p>

六条第二項の規定に基づく狩猟免状の再交付

五十 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十一条第一項の規定に基づく狩猟免許の更新の申請に対する審査

五十一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第五十五条第一項の規定に基づく狩猟者の登録

五十二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者登録証の再交付

五十三 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第六十一条第五項の規定に基づく狩猟者記章の再交付

別表第八号の表に次のように加える。

百一 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）第二十二条第一項の規定に基づく不動産鑑定業者の登録の申請に対する審査

百二 不動産の鑑定評価に関する法律第二十二条第三項の規定に基づく不動産鑑定業者の更新の登録の申請に対する審査

狩猟免許更新申請手数料

狩猟者登録申請手数料

狩猟者登録証再交付手数料

狩猟者記章再交付手数料

不動産鑑定業者登録申請手数料

不動産鑑定業者更新登録申請手数料

二千九百円

千八百円

千五百円

千円

一万五千六百円

一万二千四百円

(福井県国民保護協議会条例の一部改正)

5 福井県国民保護協議会条例(平成十六年福井県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(庶務) 第七条 協議会の庶務は、防災安全部において行う。</p>	<p>(庶務) 第七条 協議会の庶務は、安全環境部において行う。</p>

提 案 理 由

地域戦略部および安全環境部を廃止し、新たに未来創造部、防災安全部およびエネルギー環境部を設けるとともに、部の分掌事務を改めたいので、この案を提出する。

第四十六号議案

専決処分につき承認を求めることについて

福井県県税条例の一部を改正する条例については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和五年五月十日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第三十四号

福井県県税条例の一部改正について

次のとおり福井県県税条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年三月三十一日

福井県知事 杉本達治

福井県条例第二十六号

福井県県税条例の一部を改正する条例

福井県県税条例（昭和二十五年福井県条例第五十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改正後	改正前
2・3 (略)	<p>(法人の事業税の申告納付) 第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割（第四十二条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。）または収入割について次の各号に定める期間内に、施行規則に定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税金を納付書によつて納めなければならない。 一〜四 (略) 五 法第七十二条の二十九第五項の規定によつて申告納付すべき法人にあつては、当該法人の事業年度終了の日から二月以内</p>	<p>(法人の事業税の申告納付) 第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割（第四十二条第一項第一号イに掲げる法人にあつては、付加価値割、資本割および所得割とする。）または収入割について次の各号に定める期間内に、施行規則に定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告に係る税金を納付書によつて納めなければならない。 一〜四 (略)</p>

<p>（個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項、第七項または第十四項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第六十条の二（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 第六十六条第一項本文の規定による申告をする者で第一項または第三項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第五項各号に掲げる事項を付記した同条第一項の申告書を提出することにより、第四項の申告に代えることができる。この場合において、第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類を添付しなければならない。</p> <p>8 前項の規定により第四項の申告に代わるものとして第六十六条第一項本文の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町長に提出された日に第四項の申告がなされたものとみなす。</p> <p>9512（略）</p> <p>（不動産取得税の賦課徴収に関する申告または報告の義務）</p> <p>第六十六条 不動産取得税の納税義務者は、不動産を取得した日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十八条の規定により表示に関する登記または所有権の登記を申請した場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。</p> <p>一5四（略）</p> <p>2 法第七十三条の四から法第七十三条の七までの規定または法第七十三条の十四第四項から第十五項までの規定の適用を受ける不動産を取得した者は、前項の申告書に、それぞれ当該事実を証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）</p>	<p>（個人の事業税の賦課徴収に関する申告または報告の義務）</p> <p>第五十二条（略）</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二条の四十九の十二第六項、第七項または第十四項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、施行規則第六条の七に定める申告書を知事に提出することができる。</p> <p>3（略）</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第六十条の二（略）</p> <p>256（略）</p> <p>7 第六十六条第一項の規定による申告をする者で第一項または第三項の規定の適用を受けようとするものは、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第五項各号に掲げる事項を付記した同条第一項の申告書を提出することにより、第四項の申告に代えることができる。この場合において、第三項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類を添付しなければならない。</p> <p>8 前項の規定により第四項の申告に代わるものとして第六十六条第一項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町長に提出された日に第四項の申告がなされたものとみなす。</p> <p>9512（略）</p> <p>（不動産取得税の賦課徴収に関する申告または報告の義務）</p> <p>第六十六条 不動産取得税の納税義務者は、不動産を取得した日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。</p> <p>一5四（略）</p> <p>2 法第七十三条の四から法第七十三条の七までの規定または法第七十三条の十四第五項から第十四項までの規定の適用を受ける不動産を取得した者は、前項の申告書に、それぞれ当該事実を証明するに足る権限ある機関の証明書その他の書類を添付しなければならない。</p> <p>3・4（略）</p> <p>（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）</p>
--	---

第六十八条 (略)

2 市町長は、みずから不動産の取得の事実を発見した場合には、第六十六条第一項各号に掲げる事項および前項に掲げる事項を記載した通知書を知事に提出するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第七十一条 (略)

259 (略)

10 第六十六条第一項本文の規定による申告をする者で第一項または第二項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第八項各号に掲げる事項を付記した同条第一項の申告書を提出することにより、第五項の申告に代えることができる。この場合において、第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類(第六十条の二第六項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

11 前項の規定により第五項の申告に代わるものとして第六十六条第一項本文の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町長に提出された日に第五項の申告がなされたものとみなす。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第七十二条 (略)

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上に二年以内に住宅を新築すること、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を六月以内に取得していたことを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

3 一5三 (略)

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第七十四条の三 (略)
2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を知事に提出しなければならない。

第六十八条 (略)

2 市町長は、みずから不動産の取得の事実を発見した場合には、第六十六条に規定する事項および前項に掲げる事項を記載した通知書を知事に提出するものとする。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)

第七十一条 (略)

259 (略)

10 第六十六条第一項の規定による申告をする者で第一項または第二項の規定の適用を受けようとするものは、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨および第八項各号に掲げる事項を付記した同条第一項の申告書を提出することにより、第五項の申告に代えることができる。この場合において、第二項の規定の適用を受けようとする者は、当該申告書に前項の書類(第六十条の二第六項の規定により既に提出されている書類がある場合には、当該書類を除く。)を添付しなければならない。

11 前項の規定により第五項の申告に代わるものとして第六十六条第一項の申告書が提出された場合には、当該申告書が市町長に提出された日に第五項の申告がなされたものとみなす。

(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第七十二条 (略)

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上に二年以内に住宅を新築すること、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を六月以内に取得していたことを証明するに足る書類を添付して、第六十六条第一項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならない。

3 一5三 (略)

(耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)

第七十四条の三 (略)
2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書を、第六十六条第一項の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際あわせてこれを知事に提

<p>3 一〇四 (略)</p> <p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の六 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産が被収用不動産等の代替不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。この場合においては、第六十六条第一項本文の規定による不動産取得の事実の申告は要しないものとする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>出しなければならない。</p> <p>一〇四 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の六 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産が被収用不動産等の代替不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。この場合においては、第六十六条第一項の規定による不動産取得の事実の申告は要しないものとする。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の九 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得が前条第一項に規定する譲渡担保財産の取得であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の九 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得が前条第一項に規定する譲渡担保財産の取得であることを証明するに足る書類を添付して、第六十六条第一項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際あわせてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇五 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の十二 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得が前条第一項に規定する再開発会社の取得であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(再開発会社の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の十二 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得が前条第一項に規定する再開発会社の取得であることを証明するに足る書類を添付して、第六十六条第一項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際あわせてこれを知事に提出しなければならない。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の十五 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の取得が農地中間管理機構の取得であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>第七十四条の十五 (略)</p> <p>2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該土地の取得が農地中間管理機構の取得であることを証明するに足る書類を添付して、第六十六条第一項の規定により当該土地の取得の事実を申告する際併せてこれを</p>

一〇五 (略)
3 (略)

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)
第七十四条の十八 (略)

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得が前条第一項に規定する土地改良区の取得であることを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一〇五 (略)
3 (略)

附則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第八条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または法附則第十条の三第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第六條の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八條第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 (略)

(不動産取得税の減額等)

第八条の三 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいふ。)で施行令附則第九條の二第一項に規定する貸家住宅の用に供する土地の取得を令和七年三月三十一日までにした場合における第七條第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り」と、住宅(施行令第三十九條の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条、次條第二項および第七十四條第二項において「特別適用住宅」という。)一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九條の二の四第二項に規定するもの)とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)第七條第一項の登録を受けた同法第五條第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をい

一〇五 (略)
3 (略)

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の徴収猶予)
第七十四条の十八 (略)

2 前項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、当該不動産の取得が前条第一項に規定する土地改良区の取得であることを証明するに足る書類を添付して、第六十六條第一項の規定により当該不動産の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならない。

一〇五 (略)
3 (略)

附則

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第八条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または法附則第十条の二第一項に規定する家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第六條の十七第一項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第五十八條第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 (略)

(不動産取得税の減額等)

第八条の三 知事は、心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第九條第一項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十一年法律第二百二十三号)第四十九條第一項第六号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第九條第二項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き三年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から価格の十分の一に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

う。)で施行令附則第九条の二第二項に規定する貸家住宅(以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。)の居住の用に供するため、に独立的に区画された一の部分で施行令附則第九条の二第二項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2

第七十二条から第七十四条までの規定は、前項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十二条第一項中、「土地」とあるのは、「附則第八条の三第一項に規定する施設(以下この条および第七十四条において「施設」という。)」と、「当該土地」とあるのは、「当該施設」と、「前条第一項第一号、第二項第一号または第三項」とあるのは、「附則第八条の三第一項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得(当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十四条の二第一項の規定に該当することとなつた日前行われたものに限る。)」にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第八条の三第一項」と、「土地」とあるのは「施設」と、「の上」に二年以内に住宅を新築すること、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を六月以内に取得してしたこと」とあるのは「を当該取得の日から引き続き三年以上当該事業所の事業の用に供すること」と、「地番、地目および地積」とあるのは「家屋番号、種類、構造および床面積」と、「前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成予定年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得年月日、同項第二号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「施設の価格」と、第七十三条中「第七十一条第一号、第二項第一号もしくは第三項」とあるのは「附則第八条の三第一項」と、第七十四条第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十一条第一項第一号、第二項第一号または第三

項」とあるのは「附則第八条の三第一項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と、「地番、地目および地積」とあるのは「家屋番号、種類、構造および床面積」と、「第七十一条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日、同条第三項の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「施設の価格」と読み替えるものとする。

3 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービスピ付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第九条の二第一項に規定する貸家住宅の用に供する土地の取得を令和五年三月三十一日までにした場合における第七十一条第一項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第三十九条の二の四第一項に規定する住宅に限る。以下この条、次条第二項および第七十四条第二項において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第三十九条の二の四第二項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービスピ付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第九条の二第一項に規定する貸家住宅（以下この項において「特例適用サービスピ付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第九条の二第二項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービスピ付き高齢者向け住宅」とする。

2| 知事は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が法附則第十一条の四第二項に規定する改修工事対象住宅（以下この条において「改修工事対象住宅」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事（以下この項および第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行った後、当該住宅性能向上改修工事を行った当該改修工事対象住宅で施行令附則第九条の三第二項に規定するもの（以下この項および第四項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住

4| 知事は、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が法附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅（以下この条において「改修工事対象住宅」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から二年以内に、当該改修工事対象住宅について同項に規定する改修工事（以下この項および第六項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行った後、当該住宅性能向上改修工事を行った当該改修工事対象住宅で施行令附則第九条の三第二項に規定するもの（以下この項および第六項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住

の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

3| 第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十二条第一項中「土地」とあるのは、「附則第八条の三第二項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条および第七十四条において「改修工事対象住宅」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号または第三項」とあるのは「附則第八条の三第二項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十四条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第八条の三第二項」と、「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内取得すること、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を六月以内に取得していただくこと」とあるのは「取得した日から二年以内に、同項に規定する住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したこと」と、「地番、地目および地積」とあるのは「家屋番号、種類、構造および床面積」と、「前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特別適用住宅の完成予定年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得予定年月日、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得予定年月日、同項第二号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の

の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

5| 第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業者による改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十二条第一項中「土地」とあるのは、「附則第八条の三第四項に規定する宅地建物取引業者による同項に規定する改修工事対象住宅（以下この条および第七十四条において「改修工事対象住宅」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号または第三項」とあるのは「附則第八条の三第四項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十四条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第八条の三第四項」と、「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内取得すること、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を六月以内に取得していただくこと」とあるのは「取得した日から二年以内に、同項に規定する住宅性能向上改修住宅を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したこと」と、「地番、地目および地積」とあるのは「家屋番号、種類、構造および床面積」と、「前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特別適用住宅の完成予定年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得予定年月日、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得予定年月日、同項第二号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の

取得年月日」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と、第七十三
条中「第七十一条第一項第一号、第二項第一号もしくは第三項」とあるのは「
附則第八条の第三項」と、第七十四条第一項中「土地」とあるのは「改修工
事対象住宅」と、「第七十一条第一項第一号、第二項第一号または第三項」と
あるのは「附則第八条の第三項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同
条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「地番、地目および
地積」とあるのは「家屋番号、種類、構造および床面積」と、「第七十一条第
一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成年月
日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合
既存住宅の取得年月日、同条第三項の規定の適用を受ける土地にあつては当該
耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の
譲渡年月日」と読み替えるものとする。

4| 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当
該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修
工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業
者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事
対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、法附則第十一条の第四
項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対
譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供し
たときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対
して課する不動産取得税については、当該取得が令和七年三月三十一日まで
に行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に
係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートル
で表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事
対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画
された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数
値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百
五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額
するものとする。

5| 第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業
者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴
収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付につ
いて準用する。この場合において、第七十二条第一項中、「土地」とあるのは「
、附則第八条の第三項に規定する宅地建物取引業者による同条第四項に規定
する改修工事対象住宅用地（以下この条および第七十四条において「改修工事
対象住宅用地」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引
業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号または第三項」とあるのは「附

取得年月日」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と、第七十三
条中「第七十一条第一項第一号、第二項第一号もしくは第三項」とあるのは「
附則第八条の第四項」と、第七十四条第一項中「土地」とあるのは「改修工
事対象住宅」と、「第七十一条第一項第一号、第二項第一号または第三項」と
あるのは「附則第八条の第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同
条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅」と、「地番、地目および
地積」とあるのは「家屋番号、種類、構造および床面積」と、「第七十一条第
一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成年月
日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合
既存住宅の取得年月日、同条第三項の規定の適用を受ける土地にあつては当該
耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「住宅性能向上改修住宅の
譲渡年月日」と読み替えるものとする。

6| 知事は、宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当
該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修
工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業
者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、当該改修工事
対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、法附則第十一条の第六
項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対
譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供し
たときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対
して課する不動産取得税については、当該取得が令和五年三月三十一日まで
に行われたときに限り、当該税額から百五十万円（当該改修工事対象住宅用地に
係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートル
で表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事
対象住宅一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画
された一の部分）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数
値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百
五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額
するものとする。

7| 第七十二条から第七十四条までの規定は、前項の規定による宅地建物取引業
者による改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴
収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に係る徴収金の還付につ
いて準用する。この場合において、第七十二条第一項中、「土地」とあるのは「
、附則第八条の第四項に規定する宅地建物取引業者による同条第六項に規定
する改修工事対象住宅用地（以下この条および第七十四条において「改修工事
対象住宅用地」という。）」と、「土地の取得者」とあるのは「宅地建物取引
業者」と、「前条第一項第一号、第二項第一号または第三項」とあるのは「附

則第八条の三第四項」と、「同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十四条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第八条の三第四項」と、「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「の上に二年以内に住宅を新築すること、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を六月以内に取得していただく」とあるのは「を取得した日から二年以内に、同項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したこと」と、「前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成予定年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得予定年月日、同項第二号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と、第七十三条中「第七十一条第一項第一号、第二項第一号もしくは第三項」とあるのは「附則第八条の三第四項」と、第七十四条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十一条第一項第一号、第二項第一号または第三項」とあるのは「附則第八条の三第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十一条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日、同条第三項の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と読み替えるものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第八条の四（略）

則第八条の三第六項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十四条の二第一項の規定に該当することとなつた日前に行われたものに限る。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該取得の日から二年以内」と、「土地に」とあるのは「改修工事対象住宅用地に」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「前条第一項第一号」とあるのは「附則第八条の三第六項」と、「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「の上に二年以内に住宅を新築すること、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を一年以内に取得すること、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を一年以内に取得すること、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅を六月以内に取得していただく」とあるのは「を取得した日から二年以内に、同項に規定する特定住宅性能向上改修住宅の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したこと」と、「前条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成予定年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合既存住宅の取得予定年月日、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得予定年月日、同項第二号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と、第七十三条中「第七十一条第一項第一号、第二項第一号もしくは第三項」とあるのは「附則第八条の三第六項」と、第七十四条第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十一条第一項第一号、第二項第一号または第三項」とあるのは「附則第八条の三第六項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十一条第一項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該特例適用住宅の完成年月日、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準適合既存住宅の取得年月日、同条第三項の規定の適用を受ける土地にあつては当該耐震基準不適合既存住宅の取得年月日」とあるのは「特定住宅性能向上改修住宅の譲渡年月日」と読み替えるものとする。

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第八条の四（略）

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第七十一条第一項から第三項までおよび附則第八条の三第四項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の二分の一に相当する額」とする。

3 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第八条の十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるもの(国が交付する車両の購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するものに限る。)の運行の用に供するバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、第三百三十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第八条の十三 (略)

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第七十一条第一項から第三項までおよび附則第八条の三第六項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の二分の一に相当する額」とする。

3 (略)

(自動車税の環境性能割の非課税)

第八条の十二 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつてゐるもの(国が交付する車両の購入に係る補助金を受けて取得した一般乗合用のバスを運行の用に供するものに限る。)の運行の用に供するバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和五年三月三十一日までに行われたときに限り、第三百三十四条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課さない。

(自動車税の環境性能割の税率の特例)

第八条の十三 (略)

2 自家用の乗用車に対する第三百三十五条の二第二号および第三号の規定の適用については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年十月一日から令和三年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、同条第二号中「百分の二」とあるのは「百分の一」と、同条第三号中「百分の三」とあるのは「百分の二」とする。

附則第九条の二第一項中「以下この条および」を削り、同項第一号中「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同項第二号中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 自動車(法附則第十二条の三第二項各号の規定に適合する電気自動車、天然ガス自動車、充電機能付電力併用自動車、ガソリン自動車、石油ガス自動車および軽油自動車に限る。)に対する第三百三十六条の規定の適用については、当該自動車が発行された日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号イ	七千五百円	二千円
	八千五百円	二千五百円

第一項第二号イ				第一項第一号ロ																	
一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万円	八万七千円	七万五千五百円	六万五千五百円	五万七千円	五万円	四万三千五百円	三万六千円	三万五百円	二万五千円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百円	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百円	一万三千八百円	九千五百円
四千元	三千円	二千五百円	二千円	二万七千五百円	二万二千元	一万九千元	一万六千五百円	一万四千五百円	一万二千五百円	一万千円	九千円	八千円	六千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	四千円	三千五百円	二千五百円

		第一項第二号ロ																																																			
普通自動車に属する	普通自動車に属する	八千円	二千元	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万五千円	普通自動車に属する けん引車 年額 二 千円	一万八千五百円	五千元	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 二 千円	一万五千五百円	六千五百円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	六千三百円	千六百元	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	四万五千五百円	七千五百円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	三万五千円	九千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	三万円	七千五百円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	二万五千五百円	六千五百円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	二万五千五百円	五千五百円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	一万六千円	四千元	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	一万五千五百円	三千元	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	四万五百円	一万五百円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円	六千三百円	千六百元	普通自動車に属する けん引車 年額 一 万二千円	普通自動車に属する けん引車 年額 一 千円

第一項第三号イ(1)		第一項第三号イ(2)										第一項第三号ロ(1)									
けん引車 年額 二 万六百元	けん引車 年額 五 千五百円	一万二千元	一万四千五百円	一万七千五百円	二万円	二万二千五百円	二万五千五百円	二万九千元	二万六千五百円	三万二千元	三万八千元	四万四千元	五万五百円	五万七千元	六万四千元	一万二千元	一万四千五百円	一万七千五百円	二万二千五百円	二万五千五百円	
三千元	四千元	四千元	四千元	三千円	一万六千元	一万四千五百円	一万三千円	一万千円	九千五百円	八千円	七千円	七千五百円	六千五百円	六千円	五千円	四千五百円	四千元	三千円	二千五百円	二千円	六千五百円

第一項第四号ニ	六万九千六百円	一万七千五百円
	六万四千四百円	一万五千五百円
	八万八千円	二万二千元
第一項第五号	一万八千五百円	五千元
	二万五千五百円	六千五百円
	九千元	二千五百円
第二項第一号	一万二千元	三千元
	四千五百円	千五百円
	三千九百元	千円
第二項第二号	六千元	千五百円
	五千三百円	千五百円
	三千七百元	千円
第二項第一号	四千七百元	千二百円
	六千三百円	千六百円
	五千二百円	千三百円
第二項第二号	六千三百円	千六百円
	八千元	二千元

附則第九条の二第三項を次のように改める。

3 営業用の乗用車（法附則第十二条の三第三項各号の規定に適合するガソリン自動車、石油ガス自動車および軽油自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に限る。）に対する第三百三十六条第一項第一号イおよび第五号イの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年

度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項第一号イ(1)および(2)	第一項第五号イ										
	七千五百円	八千五百円	九千五百円	一万三千八百円	一万五千七百円	一万七千九百円	二万五百円	二万三千六百円	二万七千二百円	四万七百元	四千五百円
										二千五百円	二千円

附則第九条の二第四項から第六項までを削る。

附則第十一条の二第四項中「令和五年三月三十一日」を「令和八年三月三十一日」に改める。

附則第十一条の五第一項および第二項中「令和五年度」を「令和八年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(事業税に関する経過措置)

第二条 改正後の福井県税条例(以下「新条例」という。)第四十六条第一項第五号の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度であつて、改正前の福井県税条例(以下この項において「旧条例」という。)第四十六条第一項第四号に掲げる申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの(以下この項において「経過事業年度」という。)を含む。)に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度(経過事業年度を除く。)に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分(ただし、新条例附則第八条第一項を除く。)は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例附則第八条の十三の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第九条の二の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第四十七号議案

専決処分につき承認を求めることについて

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例については、緊急施行を要したため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百七十九条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第三項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和五年五月十日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第三十五号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部改正について

次のとおり特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年三月三十一日

福井県知事 杉 本 達 治

福井県条例第二十七号

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

特定地域等の振興を促進するための県税の課税の特例に関する条例（昭和四十四年福井県条例第十三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 一六 (略) 七 情報サービス業等 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十九項に規定する情報サービス業等をいう。 八 十 (略) (促進区域における県税の課税免除) 第三条の四 促進区域内において、平成二十九年九月二十九日から令和七年三月</p>	<p>(定義) 第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一 一六 (略) 七 情報サービス業等 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第六条の三第十四項に規定する情報サービス業等をいう。 八 十 (略) (促進区域における県税の課税免除) 第三条の四 促進区域内において、平成二十九年九月二十九日から令和五年三月</p>

三十一日までの期間内に、承認地域経済牽引事業計画（地域未来投資促進法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に従つて次項に規定する促進区域内対象施設を設置した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一・二 (略)

2 (略)

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税)

第四条の二 原子力発電施設等立地地域内において、平成十四年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間内に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業（以下この項において「製造業等」という。）の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）であつて、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業の用に供する設備にあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇員者（日々雇入れられる者を除く。以下同じ。）の数が十五人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次に次項に規定する対象設備（以下「立地地域内対象設備」という。）を含むものを新設し、または増設した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第四十四条、第四十九条の五、第六十一条または第七十四条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一・三 (略)

2・3 (略)

三十一日までの期間内に、承認地域経済牽引事業計画（地域未来投資促進法第十四条第二項に規定する承認地域経済牽引事業計画をいう。）に従つて次項に規定する促進区域内対象施設を設置した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税については、それぞれ当該各号に定めるものについて課税を免除する。

一・二 (略)

2 (略)

(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税)

第四条の二 原子力発電施設等立地地域内において、平成十四年四月一日から令和五年三月三十一日までの期間内に、製造の事業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業（以下この項において「製造業等」という。）の用に供する設備（一の生産設備（ガスの製造または発電に係る設備を含む。）であつて、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が二千七百万円を超え、かつ、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業または卸売業の用に供する設備にあつては、これらをそれぞれその事業の用に供したことに伴つて増加する雇員者（日々雇入れられる者を除く。以下同じ。）の数が十五人を超えるものに限るものとし、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第二条に規定する原子力発電施設等に係るものを除く。）を構成する減価償却資産のうち次に次項に規定する対象設備（以下「立地地域内対象設備」という。）を含むものを新設し、または増設した青色申告者に対して課する次の各号に掲げる県税の税率については、県税条例第四十四条、第四十九条の五、第六十一条または第七十四条の規定にかかわらず、当該各号に定めるところによる。

一・三 (略)

2・3 (略)

附 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

報告第一号

専決処分の報告について

北陸自動車道の速度違反自動取締装置から氷雪が落下したことにより、自動車に損害を与えた事案について損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年五月十日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第一号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり北陸自動車道の速度違反自動取締装置から氷雪が落下したことにより、自動車に損害を与えた事案の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年四月十三日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

大阪府大阪市 法人

二 損害賠償の額 五三二、八二六円

三 事故の態様

令和五年一月二十七日午前十時三十分頃、越前市中新庄町の北陸自動車道上り線において、高速道路交通警察隊管理の速度違反自動取締装置門型柱から氷雪が落下し、相手方が所有する自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。

報告第二号

専決処分の報告について

県有自動車の交通事故による損害賠償した額の決定および和解については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百八十条第一項の規定により次のとおり専決処分をしたから、同条第二項の規定により報告する。

令和五年五月十日提出

福井県知事 杉 本 達 治

専決第二号

損害賠償額の決定および和解について

次のとおり県有自動車による交通事故の損害賠償額の決定および和解をすることについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条第一項の規定に基づき、専決処分する。

令和五年四月十三日

福井県知事 杉 本 達 治

一 損害を賠償し和解をする相手方

福井市 法人

二 損害賠償の額 二六六、二七七円

三 事故の態様

令和五年三月二日午後一時五十五分頃、福井警察署の県有自動車が、福井県警察本部庁舎前において、相手方が所有する自動車に接触して、当該自動車に損害を与えたものである。

四 和解の内容

本件については、県の支払う損害賠償の額を前記のとおりとし、両当事者は、ともに将来にわたりいっさいの異議申立て、請求または争訟等を行わない。